

利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、利根町人口ビジョン及び利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」と総称する。）を町が策定するにあたり、総合戦略の内容、効果検証等に関し、町民や関係団体から幅広く意見を求めるため、利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合戦略の内容及び推進に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく各種施策の効果検証に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町に関わりのある産業、行政、教育、金融及び労働関係者
- (2) 町民の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第1項第1号及び第3号の委員のうち、その役職をもって委員となった者については、その役職を失ったときは、同時に委員の職を失う。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則 （平成27年6月16日利根町告示第16号）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行に基づき、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。